

栃木労働局「今月(7月)のおすすすめ情報」を紹介します。

【掲載場所】

栃木労働局トップページ > 今月のおすすすめ情報



局HPのトップページのここに掲載しています!

① 改正育児・介護休業法及び改正次世代育成支援対策推進法が公布されました！(公布日:令和6年5月31日)

詳細は今後省令等で定められます。

I 育児・介護休業法の主な改正ポイント

① 柔軟な働き方を実現するための措置等が事業主の義務

3歳以上、小学校就学前の子を養育する労働者に関する柔軟な働き方を実現するために、以下から2つ以上の制度を選択して措置すること。

- ・ 始業時刻等の変更・テレワーク等(10日/月)・保育施設の設置運営等
- ・ 新たな休暇の付与(10日/年)・短時間勤務制度

詳しくはこちら

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象が拡大

3歳に満たない子を養育する労働者 → 小学校就学前の子を養育する労働者



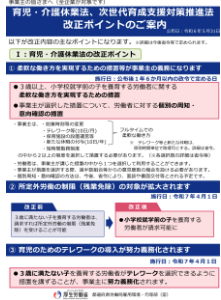
③ 子の看護休暇の見直し

対象となる子の範囲が小学校3年生修了までに延長され、取得事由に「感染症に伴う学級閉鎖等、入園(学)式、卒園式」が追加されます。

④ 育児休業取得状況の公表義務が300人超の企業に拡大

従業員数1,000人超の企業 → 従業員数300人超の企業

施行日: ① 公布後1年6か月以内の政令で定める日  
②~④ 令和7年4月1日~



II 次世代育成支援対策推進法の主な改正ポイント

法律の有効期限の延長

令和7年(2025年)3月31日までとなっていた法律の有効期限が、令和17年(2035年)3月31日までに延長されました。

【問合せ】栃木労働局雇用環境・均等室 TEL: 028-633-2795

② 熱中症を予防しましょう!

7月、8月は高温多湿な時期となり熱中症のリスクが高まります。

昨年、仕事中に熱中症のため死亡するといった労働災害が発生しております。

「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」に取り組み、水分・塩分をこまめに摂取するなど熱中症を予防しましょう。

なお、体調不良の方に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請しましょう。



③ 賃金引上げに向けた支援策について



<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



○最低賃金引上げに向けて次の支援措置を設けています。ご活用ください。

\* **業務改善助成金**: 生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金

(※詳しくは二次元バーコードからホームページをご覧ください)

【問合せ】業務改善助成金コールセンター TEL: 0120-366-440

詳しくはこちら

\* **働き方改革推進支援センター相談窓口**: 中小企業における労働環境整備、例えば、賃金規程の見直しや業務改善助成金をはじめとする労働関係助成金の活用などの相談対応

【問合せ】栃木働き方改革推進支援センター TEL: 0800-800-8100



